

呉工業高等専門学校いじめ早期発見・事案対処マニュアル

1. いじめの把握

- ・被害学生からの訴え
- ・被害学生の友人からの情報
- ・被害学生の保護者からの情報
- ・学級担任による発見
- ・学級担任以外の教職員による発見
- ・学生相談室や保健室による発見
- ・学生寮関係者による発見
- ・アンケート調査などによる発見
- ・地域住民からの情報
- ・外部の関係機関の情報など

2. いじめの報告（①→②→③→④）（いじめ対策委員会の開催）

- ・①いじめ把握者
- ・②学級担任など
- ・③いじめ対策委員会委員（教務主事、学生主事、寮務主事など）
- ・④校長

3. 事実確認及び指導方針などの決定（いじめ対策委員会の協議）

- ・事実関係の把握
- ・いじめ認知の判断
- ・指導方針及び指導方法の決定
- ・個別指導の検討
- ・役割分担（いじめ対応チームの編成など）
- ・全教職員による共通理解
- ・外部の関係機関との連携（警察署など）

4. いじめへの対応（いじめ対策委員会の対処）

- ・被害学生及び保護者への支援
- ・加害学生及び保護者への指導・助言
- ・加害学生及び保護者への支援
- ・周囲の学生への指導・働きかけ
- ・周囲にいた学生の保護者への協力
- ・高専機構への報告
- ・スクールカウンセラーなどによる支援
- ・外部の関係機関への相談（警察署など）
- ・いじめ解消の判断
- ・対応記録及び議事録の保管（保管期間は5年を基本とする。）
（対応した教職員、いじめ対策委員会など→学生課）

【本校から被害学生に対して】

- ・いじめの行為から徹底して守る。
- ・安全確保のための巡回を強化する。
- ・いじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高めるなど、心のケアと支援に努める。

【本校から加害学生に対して】

- ・他人の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みを理解させる。
- ・いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。
- ・不満やストレスを克服する力を身につけさせるなど、いじめに向かうことにならないよう支援する。

【本校から周囲の学生に対して】

- ・周囲の大人に知らせることの大切さに気づかせる。
- ・いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気づかせる。
- ・自分の問題としてとらえ、いじめをなくすために、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。

【本校から被害学生の保護者に対して】

- ・いじめに関する事実経過を説明する。
- ・今後の指導の方針及び具体的な手立てや対処の取組について説明する。

【本校から加害学生の保護者に対して】

- ・迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。
- ・被害学生及び保護者への謝罪について協議する。

【本校から周囲の学生の保護者に対して】

- ・被害学生及び保護者への意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応などについて協力を求める。

5. 再発防止に向けた取組**①原因の詳細な分析**

- ・事実の整理、指導方針の再確認
- ・スクールカウンセラーなどの専門家の活用

②学校体制の改善・充実

- ・学生指導体制の点検、改善
- ・教育相談体制の強化
- ・学生向けのいじめ防止研修や事例研究など、実践的な校内研修の実施

③教育内容及び指導方法の改善・充実

- ・学生の居場所づくり、絆づくりなど学年・学級運営の見直し
- ・豊かな心を育てる指導の工夫
- ・被害学生に寄り添った授業の実施や認め励まし伸ばす指導、被害学生の有用感を獲得させる指導など、授業改善の取組

④家庭、地域との連携強化

- ・教育方針などの情報提供や教育活動の積極的な公開
- ・アンケート、学校関係者評価などに基づく学校評価の実施
- ・地域教育やボランティア活動への積極的な参加による豊かな心の醸成